

名張市建設工事発注に係る一抜け方式入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内事業者の幅広い受注機会の確保を図るため、名張市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札に係る一抜け方式による入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「一抜け方式」とは、当該方式を適用する一連の入札において、あらかじめ定めた入札の執行順序により、入札の執行順序が上位の工事で落札者となった者がしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(対象となる工事)

第3条 次に掲げる全ての要件に該当する複数の工事について、一抜け方式の対象とするものとする。ただし、本条の規定にかかわらず工事内容等により一抜け方式の適用が適切でないと市長が認めるときは、一抜け方式を適用しないものとする。

(1) 同一日に公告し、かつ同一日に開札する入札であること。

(2) 土木一式工事、建築一式工事に区分するものであること。

(3) 入札参加要件（地域要件、格付け等）が同一又は重複するものであること。

2 前項の規定に関わらず、落札となるべき価格の入札をした者が1者のとき、又は一抜け方式を適用した場合に無効となる入札のほかに有効な入札がないときは、一抜け方式を適用せず入札を執行するものとする。

(入札参加者への告知)

第4条 一抜け方式による入札の執行に当たっては、当該競争入札が一抜け方式による入札である旨を入札公告等に明記するものとする。

(留意事項)

第5条 一抜け方式の執行に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 一抜け方式を適用する入札の開札は、予定価格の高い順に設定するものとする。

なお、同額抽選により1者が落札者となることのできる対象工事の件数は1件までとし、落札者となった者が後に行った入札は無効として取り扱う。

(2) 落札者の決定は、原則として開札順に行うものとする。なお、開札した工事が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。

(3) 開札の執行に当たっては、先に開札を執行した入札の落札者を含む有効な入札を全て開札し、開札の執行順に落札者を決定する。同条第1号に該当する者が落札者となったときはこれを無効とし、次点の入札者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。